

会員事業者への血圧計貸出に関する規約

(目的) この規約は、会員事業者に所属する運転者が血圧計(以下「機器」という。)を使用することにより、運転者の健康状態を把握し、健康起因事故の減少と過労死等を防ぎ、健康で充実した労働を促進することを目的とする。

(血圧計の貸出)

第1条 兵庫県トラック協会(以下「協会」という。)は貸出を希望する会員に対し、次の機器を無償にて貸し出す。

メーカー	オムロンヘルスケア(株)
機器名	自動血圧計HBP-9020 『健太郎』
型番	HBP-9020

(貸出期間)

第2条 機器の貸出期間は1ヶ月間とする。

(貸出手続き)

第3条 貸出を希望する会員は、機器の貸出について「血圧計貸出申込及び返却確認書」(第1号様式)によりへ申し込むものとする。

- 2 協会は、第1項の申込みがあり、貸出することが適当であると認めるときは、申込者に対し、機器を貸出する。
- 3 協会は、機器を貸出するときは、事前に機器が適正に動作することを、貸出承認を受けた者(以下「借受者」という。)とともに確認する。
- 4 機器の貸出及び返却にかかる輸送費用は、借受者の負担とし、その方法は借受者自身による輸送又は宅配便による輸送とする。

(借受者の責務)

第4条 借受者は、借り受けた機器を損傷、滅失又は紛失させないよう善良な管理者の注意をもって適切に使用、管理及び輸送を行わなければならない。

(借受者の禁止行為)

第5条 借受者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 機器の改造又は改変
 - (2) 機器の転貸又は譲渡
- 2 借受者は、機器を損傷、滅失又は紛失させたときは、協会に対し書面により速やかに届け出なければならない。

(障害発生時の対応)

第6条 借受者は、機器の機能に異常を認めたときは、協会に対し直ちにその旨を通知するものとする。ただし、当該異常が協会の休日及び時間外に発生したときには、その翌日に速やかに連絡するものとする。

(損害負担)

第7条 借受者が、第5条の規定に反し又は借受者の責により生じた機器の損傷については、機器の修理等に必要費用は借受者が負担しなければならない。

2 借受者の責にならない損傷については、その修理費用等は協会が負担する。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項については、協会と借受者との間で別途協議の上決定する。

附 則 この規約は、平成29年7月1日から施行する。